

令和 8 年度

直轄農業水利施設放射性物質対策事業

ため池放射性物質モニタリング調査業務

特 別 仕 様 書

東 北 農 政 局

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条

直轄農業水利施設放射性物質対策事業ため池放射性物質モニタリング調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）及び「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、福島第一原子力発電所事故により被災した福島県内の農業用ため池について、放射性物質の状況を継続的に把握するため、帰還困難区域及び周囲のため池の水質、底質及び空間線量のモニタリング調査を行い、調査結果の整理・分析を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条

本業務において対象とする施設の場所は、福島県双葉郡広野町、富岡町、大熊町、双葉町及び相馬郡飯舘村内で「別紙 1 調査位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第 1－4 条

本業務の概要は以下のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 モニタリング調査（ため池） | 1 式 |
| 2 調査結果の整理・分析 | 1 式 |
| 3 ため池委員会資料作成 | 1 式 |

(土地への立入り等)

第 1－5 条

作業実施のための土地の立入り等は、測量共通仕様書第 16 条及び設計共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後作業に着手するものとする。また、帰還困難区域への立入りにかかる車両通行証の申請手続きについては、監督職員が行うものとし、詳細は別途指示する。

(一般事項)

第 1－6 条

業務請負契約書、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1－7 条

本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備等

（管理技術者）

第 1－8 条

- 1 管理技術者は、設計共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	農業	農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画
	環境	環境測定
	建設	建設環境
	総合技術監理	農業部門－農業土木、農村環境、農業農村工学、農村地域・資源計画 環境部門－環境測定 建設部門－建設環境
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	建設環境	

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第 1－9 条

担当技術者は、設計共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第 1－10 条

設計共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－11 条

受注者は、測量共通仕様書第 38 条及び設計共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

第 1－12 条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2 の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準し、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2 の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2～5 の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6 の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4 及び 7 の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2、6 の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、1 に記載の通知に基づくものとする。

第2章 作業条件

(調査の実施時期)

第2-1条

本業務の調査時期として、令和8年7月からモニタリング調査（ため池）を開始するものとし、試料採取後は速やかに分析を行い、分析結果は、進捗状況に合わせて適宜報告するものとする。

(作業条件)

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法および具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 外業に当たっては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成30年1月30日付け基発0130第2号)」を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線量の管理や被ばく低減のための措置等を行うものとする。
- 4 本業務の外業中において、地震・余震等の発生時における避難体制を構築することとし、作業員の安全に配慮するものとする。
- 5 本業務に関して、発注者の指示に基づき、学識経験者の意見を聴取する場合がある。
- 6 帰還困難区域内の調査対象ため池への進入において、草・雑木が支障となる場合は、地権者の確認が必要な場合もあるため、監督職員と打合せの上対応するものとする。なお、刈払い対象面積及び作業能力($\text{m}^2/\text{日} \cdot \text{人}$)を監督職員に報告するものとし、当該費用については協議するものとする。また、刈払した雑物は、施設の管理に支障がない場所に集草するものとする。

(対象施設)

第2-3条

本業務の対象施設は、次のとおりである。

区分	対象施設		所在地
	施設	数量	
モニタリング調査	ため池	30 池	「別紙2 調査対象ため池一覧表」に示す とおり

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は次のとおりである。

貸与資料		数量
令和7年度 直轄農業水利施設放射性物質対策事業 ため池放射性物質モニタリング調査業務報告書		1 部

(貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－4 条に示す貸与資料の取扱いはおりのとする。

- 1 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第 2－6 条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調を図りつつ作業するものとする。

番号	業 務 名	業務期間
1	直轄農業水利施設放射性物質対策事業 ため池等放射性物質対策技術検討支援業務委託	R 8. 6 ～ R 9. 3 (予定)
2	直轄農業水利施設放射性物質対策事業 請戸川地区放射性物質モニタリング調査業務	R 8. 4 ～ R 9. 3 (予定)

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、「別紙 3 作業項目内訳表」のとおりである。

(作業内容)

第 3－2 条

調査項目及び調査方法は下表のとおりであり、調査数量は「別紙 4 調査数量表」による。分析項目は有識者等の意見により追加することがある。なお、試料の処分費については計上していないが、処分費が必要となった場合は別途監督職員と協議するものとする。

調査項目	対象	調査項目	調査方法
現地測定	ため池地点	採取日時	
		湖面の状況	
		水深	
		気温	JIS K 0102
		天候	
		空間線量率	NaI シンチレーションサーベイメーターによる測定
		水温	JIS K 0102
		濁度	JIS K 0101 (カリン標準液)
		透視度	JIS K 0102 (長さ 60cm 以上の測定器)
		溶存酸素	JIS K 0102
		電気伝導度	JIS K 0102
		p H	JIS K 0102
水質	ため池等から採水した水	S S	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 9
		V S S	JIS K 0102-14. 5 (懸濁物質の強熱減量) に準じた手法

調査項目	対象	調査項目	調査方法
		放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：1 Bq/ℓ
	0.45 μm のフィルターでろ過した水※1	放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：1 Bq/ℓ
底質	ため池から採取した底泥	試料調製	底質調査方法Ⅱ3.1（H24.8 環境省水・大気環境局）
		含水率	底質調査方法Ⅱ4.1（H24.8 環境省水・大気環境局）
		放射性物質 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 検出下限値：10Bq/kg

※1 水質測定「0.45 μm のフィルターでろ過した水」の放射性物質試験は、採水した水から放射性物質が検出された場合に行うものとし、監督職員に報告の上実施する。

（作業の留意点）

第3－3条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1 水質調査

- 1) 採水は、ため池の流入口、取水口の2地点で行うものとし、1地点あたり、原水を1試料採取するものとする。
- 2) 採水は、流況の安定時に行うものとし、降雨等によりため池に著しい濁りが生じている場合は実施しないものとする。
- 3) 採水は、バンドーン採水器等（水深が浅い場合は柄杓等）により底質の巻き上がりが生じないように注意して行うものとし、採水深は次のとおりとする。なお、使用した採水器等及び採水深を記録すること。
 - ・ 採水地点の水深が1 m以上：水面から 50cm の位置
 - ・ 採水地点の水深が 30cm 以上 1 m未満：水面から 10cm の位置
 - ・ 採水地点の水深が 30cm 未満：水面から 10cm の位置とし、分析の可否は監督職員と協議するものとする。なお、水深が 10 cm未満の場合には、原則として、採水しないものとする。
- 4) ため池の水に強い濁りがあった場合、周辺の環境（天候、風向風速、流入水の状態、直近の雨量、除染又は工事の実施の有無など）、水面の色、魚影の有無等を確認し、濁りの原因を推定するものとする。なお、強い濁りとは、透視度 30cm 以下又は前年度と比較して強い濁り、その他確認すべき濁りとする。
- 5) 採水は2 L/地点/試料とし、採水試料は速やかに分析機関へ搬送する。

2 底質調査

- 1) 採泥は、ため池の流入口、湖心部及び取水口の3地点で行うものとする。
- 2) 採泥は、柱状採泥器により鉛直方向の不攪乱試料について堆積土を全層採取することを基本とし、採泥深さは 10cm 以上、1地点当り3回以上の採泥とする。なお、採泥深さ 10cm の確保が困難な場合はエクマンバジ採泥器等により対応するものとする。採泥した試料は深さ 10cm ごとに分割し、同一の地点・採泥深さの試料を混合した上で、1ため池当り3地点の試料について分析する。なお、潜水土による作業は想定していない。
- 3) 採泥した底質の状態（混入物、泥温、泥色）、使用した採泥器、採泥回数、採泥深を記録及び写真撮影し整理するものとする。
- 4) 分析データは、U-8 容器での測定した内容（容器の形状等、充填高さ、重量、放射性 Cs 量）を記載した記録紙を添付するとともに、それを基にした底質表面濃度 (Bq/m²) の算定

を行うものとする。

- 5) 試料の運搬に当たっては、受注者の責任において搬出時に線量測定を行い、運転手等への被ばくを最小限に抑えられる遮蔽措置を講じた上で行うものとする。

3 空間線量率調査

- 1) 空間線量率調査は、「除染関係ガイドライン：環境省」に基づき、水質調査時に合わせて、取水口付近の堤体天端部等の地上 1 m の位置にて測定する。
- 4 水質調査、底質調査及び空間線量率調査の詳細な位置は、前年度調査（座標管理）と同位置を原則とし、GPS 端末等による調査位置の座標を記録する。
- 5 試料採取時の気象、流況、空間線量率調査等の状況を写真撮影し整理するものとする。
- 6 水深の測定は、各採水地点の全水深、採水深及び各採泥地点の全水深とする。
- 7 調査時に使用するボートについては、受注者において準備するものとする。
- 8 各調査項目の調査・分析方法は、前年度調査と同様に行うものとするが、方法又は調査位置等が異なる場合には、監督職員と協議するものとする。
- 9 本業務の調査結果と過年度の調査結果を比較した結果において、放射性物質濃度が大幅に変化している場合、追加調査等を指示する場合があります、追加するにあたっては、監督職員と協議するものとする。
- 10 現地測定結果及び分析結果は、速やかに整理を行い監督職員に報告するものとする。
- 11 報告書作成に当たり参考資料がある場合は、その出典を明示するものとする。

第 4 章 特殊勤務手当の支給状況の確認

（特殊勤務手当の支給状況の確認）

第 4－1 条

特殊勤務手当の支給については次のとおりとする。

- 1 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長指示により設定された帰還困難区域において業務に従事する作業員に対し、賃金に加え特殊勤務手当として、次の額を支給しなければならない。

ただし、帰還困難区域での作業と同程度の特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その賃金の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

帰還困難区域 1 日あたり（屋外作業）6,600 円

（1 日の作業時間が 4 時間に満たない場合は、60/100 を乗じた額）

- 2 受注者は、帰還困難区域において業務に従事する作業員に係る労働条件通知書（労働基準法第 15 条に規定する労働条件を明示した書面）に特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう下請負人に周知するとともに必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことが確認できる賃金台帳等の写しを業務完了後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、賃金台帳等の提出にあたっては、賃金及び手当以外の情報については、不開示情報とする。
- 4 本業務においては、下表のとおり特殊勤務手当を計上しており、第 4－2 条 6 に示す管理簿を監督職員に報告した上で、実績により特殊勤務手当を変更する。

項目	単価	数量	備考
帰還困難区域内作業	6,600 円/人日	38 人日	外業、4 時間以上

（帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項）

第 4－2 条

帰還困難区域の立入りにあたっては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染さ

れた土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）」、「帰還困難区域への一時立入り実施基準（平成 29 年 5 月 19 日原子力災害現地対策本部）」（以下「立入り実施基準」という。）、「除染等業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号）」及び「特定線量下業務に従事する労働者の放射性障害防止のためのガイドライン（平成 30 年 1 月 30 日付け基発 0130 第 2 号）」を遵守すること。また、原子力安全委員会の避難区域への一時帰宅に関する助言を踏まえ、道路の損壊、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて、受注者は十分に認識するとともに、立入者に十分注意喚起を行うこと。その上で以下を遵守すること。

1 立入り手段

立入りは、後述の 2 の 1）により予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車（以下「自家用車等」という。）によるものとする。

2 立入り要件

1) 原子力災害現地対策本部が発行する帰還困難区域に係る通行証の交付等の事務手続きについては、発注者が行うので、受注者は予め立入る者の「所属、氏名、連絡先」及び立入り車両の「車名、色、ナンバー」を提出すること。

2) 一時立入りにあたっては、監督職員の承諾後作業に着手するものとする。

3) 立入者の受ける線量が一回の立入り当たり $80 \mu\text{Sv}$ を超えてはならないものとする。

3 一時立入りに関するリスクの周知

受注者は、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分認識し、立入者に十分注意喚起を行うこと。

4 立入る際の装備

帰還困難区域でのモニタリング調査では、平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超、土壌の放射性物質濃度が 1万 Bq/kg-dry 超等の現場条件を想定している。帰還困難区域への立入りに際しては、放射性物質の吸入及び汚染防止のために以下の装備を着用することとする。

1) 個人線量計

放射線量は、立入り毎に立入者が測定し、立入者の被ばく線量等管理簿（以下「管理簿」という。）へ本人が記入するものとする。

2) 防塵マスク

防塵マスクは捕集効率 80%以上とし、1 日使い捨てとする。また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

3) 手袋

手袋はニトリルゴム製とし、1 日使い捨てとする。また、購入にあたっては、予め監督職員の承認を得るものとする。

5 スクリーニング

スクリーニングについては、監督職員が別途指示する実施場所において、受注者の責任で立入り毎に確実に実施することとする。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

6 管理簿の作成

管理簿については、「別紙 6 立入者の被ばく線量等管理簿」により行うものとし、線量管理に関する項目の入力確認、個人線量計携帯、防塵マスク着用、手袋着用、スクリーニング実施、除染実施について、立入者の押印による確認を行うものとする。また、受注者はその管理簿の写しを纏めて、月毎に監督職員へ報告するものとする。

7 その他

本条 1 から 6 に係る内容の詳細については、着手時打合せにおいて監督職員と確認するものとする。その他不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

設計共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、第2回以外の打合せには管理技術者が出席するものとする。

第4回以外の打合せ場所は東北農政局、第4回は東京駅周辺とし、打合せ時期・回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 中間打合せ（調査結果とりまとめ段階）

第3回 ため池等放射性物質対策技術検討委員会幹事会（令和8年12月）

第4回 ため池等放射性物質対策技術検討委員会（令和9年2月）（於：東京都）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6－1条

成果物を設計共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区本町3－3－1 仙台合同庁舎A棟5階

東北農政局 農村振興部 防災課

第7章 契約変更

(契約変更)

第7－1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 2－2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- 2 第 2－3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- 3 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 4 第 3－2 条に示す「作業内容」に変更が生じた場合。
- 5 第 3－3 条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合。
- 6 第 4－1 条に示す「特殊勤務手当の支給状況の確認」に変更が生じた場合。
- 7 第 4－2 条に示す「帰還困難区域の立入りに伴う遵守事項」に変更が生じた場合。
- 8 第 5－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 9 第 6－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 10 履行期間の変更が生じた場合。
- 11 地元、関係機関等との調整結果により、調査対象箇所及び調査内容等の変更又は追加が必要となった場合。
- 12 ため池等放射性物質対策技術検討委員会における指導・助言により、作業内容の変更又は追加が必要となった場合。
- 13 調査結果整理や委員会資料作成等に当たって、11 による作業内容の変更又は追加に伴い、学識経験者の指導のもとで実施することが必要となった場合。
- 14 警戒区域等の見直しに伴う「人事院規則 9－129 東日本大震災に対処するための人事院規則 9－30（特殊勤務手当）の特例（平成 23 年 6 月 29 日制定、平成 24 年 5 月 1 日一部改正）」が改正された場合。
- 15 福島県内で過年度に実施したため池の放射性物質に係る調査について補完的な調査が必要となった場合。

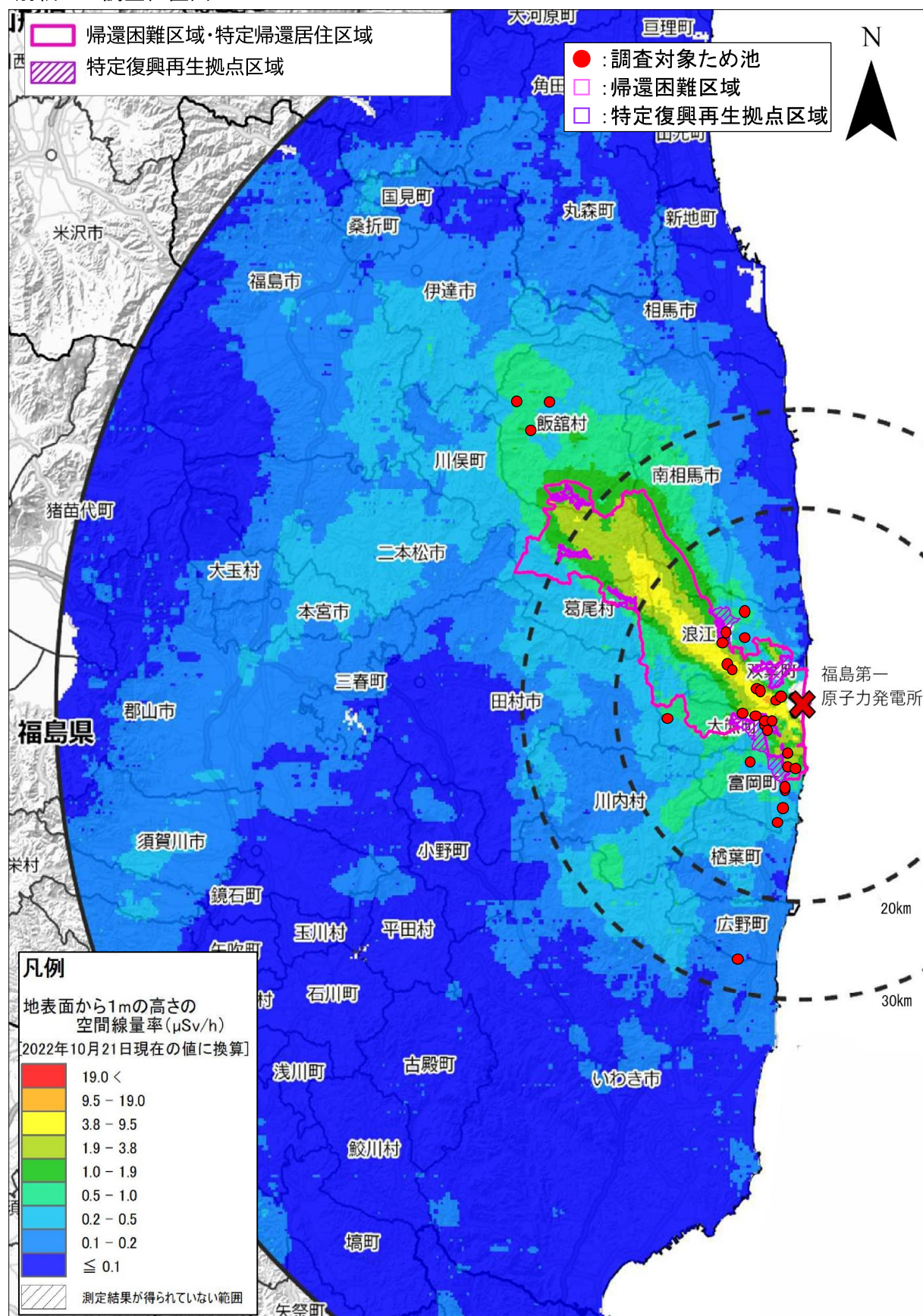
第 8 章 定めなき事項

（定めなき事項）

第 8－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 調査位置図



背景図出典：福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について（原子力規制委員会（令和5年3月10日））

注：帰還困難区域の範囲は令和5年3月31日時点での指定状況

別紙２ 調査対象ため池一覧表

番号	所在 市町村	ため池名称	所在地	避難指示 区域区分	モニタリ ング調査	備考
028	広野町	西の沢	双葉郡広野町大字折木字西 の沢91		○	
036	富岡町	北郷第2	富岡町大字小浜485		○	
037	富岡町	松沼	双葉郡 富岡町 大字小良ヶ浜 字松の前43	帰還困難区域	○	
038	富岡町	北郷第3	富岡町大字小浜498-1		○	
039	富岡町	赤坂	双葉郡 富岡町 大字小良ヶ浜 字赤坂210	帰還困難区域	○	
041	富岡町	前沢田	双葉郡 富岡町 大字上郡山字 太田489		○	
042	富岡町	椿屋第3	双葉郡 富岡町 大字下郡山 字真壁35		○	
043	富岡町	家老	双葉郡 富岡町 大字上手岡字 後作地内		○	
047	大熊町	新溜	双葉郡 大熊町 大字熊字新町 101		○	
048	大熊町	ふくべ	双葉郡 大熊町 大字夫沢字中 央台20地先	帰還困難区域	○	
049	大熊町	寺屋敷	双葉郡 大熊町 大字小入野 字西大和久14地先		○	
050	大熊町	羽山2	双葉郡 大熊町 大字小良ヶ浜 字高平136-1地先	帰還困難区域	○	
052	大熊町	熊の沢(下)	双葉郡 大熊町 大字夫沢字 長者原75-1地先	帰還困難区域	○	
053	大熊町	札打松	双葉郡 大熊町 大字小入野字 西大和久100-1地先	帰還困難区域	○	
054	大熊町	鮎沢第2	双葉郡 大熊町 大字熊字新町 127-1地先		○	
055	大熊町	万右衛門ため 池	双葉郡 大熊町 大字上字楓沢 47地先		○	
056	大熊町	後山ため池	双葉郡 大熊町 大字下野上 字北向11-2地先	帰還困難区域	○	
059	双葉町	中深沢	双葉郡 双葉町 大字山田字富 沢298	帰還困難区域	○	
060	双葉町	下深沢ため池	双葉郡 双葉町 大字山田字上 ノ台	帰還困難区域	○	
062	双葉町	水沢大堤	双葉郡 双葉町 大字水沢字堤 下	帰還困難区域	○	
073	浪江町	山田前	浪江町大字井手字山田前	帰還困難区域	○	
075	浪江町	麦ノ沢第1	双葉郡 浪江町 大字末森麦ノ 沢16		○	
076	浪江町	堤上第2	双葉郡 浪江町 大字末ノ森字 麦ノ沢15		○	
079	浪江町	北谷地	双葉郡 浪江町 大字苅宿字原 2-2		○	

番号	所在 市町村	ため池名称	所在地	避難指示 区域区分	モニタリ ング調査	備考
080	浪江町	聖沢	浪江町大字川添字聖沢164		○	
085	浪江町	小高瀬	浪江町大字高瀬字小高瀬迫 222		○	
085-1	浪江町	白砂子第1	浪江町大字井手字白砂子199	帰還困難区域	○	
086	飯舘村	菅田第1	飯舘村臼石字菅田字前田国 有林 2350林班		○	
091	飯舘村	大火第1	飯舘村飯樋字大西8		○	
093	飯舘村	洞ノ入	飯舘村深谷字長橋157		○	
計					30	

※ 025、034、035、045、046、081、083、085-2は欠番

別紙 3 作業項目内訳表

【測量作業】

作業項目	作業内容	数量
1. モニタリング調査(ため池) (1) 水質調査	ため池の水質調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：流入口、取水口の2地点 ・調査項目：採取日時、湖面の状況、水深、気温、天候、水温、濁度、透視度、溶存酸素、電気伝導度、pH及び採水 ・採水方法：バンドーン採水器等による採水	30 池
(2) 底質調査	ため池の底質調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：流入口、取水口、湖心部の3地点 ・採泥方法：底質調査方法(H24. 8 環境省水・大気環境局)の底質採取法による。 ※柱状採泥器又はエクマンバージ採泥器等による採泥	30 池
(3) 空間線量率調査	ため池の空間線量率調査を実施する。 ・調査回数：1回 ・調査位置：取水口付近の堤体上1地点(地上1m) ・測定機器：NaI シンチレーションサーベイメーター	30 池

【設計作業】

作業項目	作業内容	数量
1. 調査の準備作業	調査対象ため池等について、貸与資料を基に試料採取又は測定的位置、過年度の現地計測値、水質、底質の状況等を施設毎に整理のうえリストを作成するとともに調査行程等の調査計画を策定する。	1 式
2. 調査結果の整理・分析 2-1. モニタリング調査結果の整理・分析	モニタリング調査結果について、一覧表、グラフ、図等を整理するとともに、過年度の調査結果も含め、放射性物質等の推移・傾向について整理する。 モニタリング調査結果について、農政局が調査データをホームページへ公表する資料※の原稿作成を行う。	1 式
2-2. 委員会資料作成	2-1 の整理を基にため池等放射性物質対策技術検討委員会説明資料を作成する。 ・委員会開催予定回数：1回	1 式

※これまでの公表資料は以下のとおり。

https://www.maff.go.jp/tohoku/osirase/higai_taisaku/housyaseibusitu_tyousa.html

別紙 4 調査数量表

項 目	分析項目	単位	数量	備考
1. モニタリング調査 (ため池) (1) 水質調査	水温	地点	60	現地測定
	濁度	〃	60	〃
	透視度	〃	60	〃
	溶存酸素	〃	60	〃
	電気伝導度	〃	60	〃
	pH	〃	60	〃
	SS	検体	60	
	VSS	〃	14	
	放射性物質 (¹³⁷ Cs)	〃	60	検出下限値1Bq/L
	放射性物質 (¹³⁷ Cs) (ろ過後)	〃	14	0.45 μmのフィルターでろ過した水 検出下限値1Bq/L
(2) 底質調査	試料調製	検体	156	
	含水率	〃	156	
	放射性物質 (¹³⁷ Cs)	〃	156	検出下限値10Bq/kg
(3) 空間線量率調査	空間線量率	地点	30	現地測定

※採泥方法別の底質調査の地点数

採泥方法	単位	数量	備考
柱状採泥	地点	42	1 地点毎に 3 回以上採泥
エクマンバージ等	〃	48	1 地点毎に 3 回以上採泥

※ 1 ため池当り、流入口・湖心部・取水口の 3 地点。

※エクマンバージ等には、ハンドマッキン・スコップを含む。

※調査数量詳細は、別紙 5 参照。

別紙５ ため池調査数量一覧表

※1:取水口付近の堤体天端部等の地上1m

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	底質				空間線量 率調査※1
						0～10cm	10～20cm	20～30cm	30～40cm	
028	広野町	西の沢	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○	○	○		○
036	富岡町	北郷第2	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○
037	富岡町	松沼	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○
038	富岡町	北郷第3	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
039	富岡町	赤坂	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
041	富岡町	前沢田	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○	○	○		○
042	富岡町	椿屋第3	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○	○	○	○	○
043	富岡町	家老	流入口	○	○	○	○			
			湖心部		○	○	○			
			取水口	○	○	○				○
047	大熊町	新溜	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
048	大熊町	ふくべ	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
049	大熊町	寺屋敷	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
050	大熊町	羽山2	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○			
			取水口	○	○	○	○	○	○	○
052	大熊町	熊の沢(下)	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○	○	○		○
053	大熊町	札打松	流入口	○	○	○	○			
			湖心部		○	○	○	○	○	
			取水口	○	○	○				○
054	大熊町	鮎沢第2	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
055	大熊町	万右衛門 ため池	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○

番号	所在 市町村	ため池名称	調査箇所	水質調査	底質調査	底質				空間線量 率調査※1
						0～10cm	10～20cm	20～30cm	30～40cm	
056	大熊町	後山ため池	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
059	双葉町	中深沢	流入口	○	○	○	○	○		
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○
060	双葉町	下深沢ため池	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○	○	○	○	○
062	双葉町	水沢大堤	流入口	○	○	○	○			
			湖心部		○	○	○	○	○	
			取水口	○	○	○				
073	浪江町	山田前	流入口	○	○	○	○			
			湖心部		○	○	○	○	○	
			取水口	○	○	○	○	○		○
075	浪江町	麦ノ沢第1	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○	○	○		○
076	浪江町	堤上第2	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○			
			取水口	○	○	○	○	○	○	○
079	浪江町	北谷地	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○			
			取水口	○	○	○	○			○
080	浪江町	聖沢	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○	○			○
085	浪江町	小高瀬	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○	○	
			取水口	○	○	○	○	○		○
085-1	浪江町	白砂子第1	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
086	飯舘村	菅田第1	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○				
			取水口	○	○	○				○
091	飯舘村	大火第1	流入口	○	○	○	○			
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○
093	飯舘村	洞ノ入	流入口	○	○	○				
			湖心部		○	○	○	○		
			取水口	○	○	○				○

柱状採泥器	60		156	30
エクマンバージ等				

※エクマンバージ等には、ハンドマッギン・スコップを含む。

別紙 6

立入者の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

氏名 阿部 隆太郎	性別 男 女	生年月日	S48. 9. 4	特記(妊娠の有無等)	-
本業務等従事以前の実効線量の累計 100 μSv		業務名	〇〇業務	所属 (元請名)	(株)〇〇コンサルタント 〇〇支店

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事 年月日	主な 作業内容	作業従事 場所		作業従事時間 (昼休み込)	日当り 実効線量 (μSv)	累計の 実効線量 (μSv)	防護マスク 計測結果 (cpm)	鼻スミアテス ト結果(cpm)	作業終了後 の健康状態 (自覚症状)	立入者 左記入が確認 (サイン又は押 印)	立入者実施確認(サイン又は押印)					管理者 チェック
				区域 区分	場 所								防護服 着用	防護マスク 着用	ゴム手袋 着用	スクリーニング 実施	除染実施	
(例 1)	〇〇△□	H31.1.17	基準点測量	居	●●町大字△△地内	8時間	36.5	36.5	－	－	異常なし	農林	農林	農林	農林	農林	農林	水産
(例 2)	〇〇△□	H31.1.18	現地調査	居	●●町大字△△地内	9時間	18.5	55	－	－	異常なし	農林	農林次郎	農林	農林	農林	農林	水産
1				居・婦														
2				居・婦														
3				居・婦														
4				居・婦														
5				居・婦														
6				居・婦														
7				居・婦														
8				居・婦														
9				居・婦														
10				居・婦														

(注)区域区分は、作業従事場所が居住制限区域、または、帰還困難区域であることを示すこと。